

税の申告が始まります

所得税 2月17日(月)～3月6日(木) 土日除く

市・県民税 2月17日(月)～3月17日(月) 土日除く

会場 生涯学習センター

時間 午前8時30分～午後3時

所得税の申告が必要な人で、次の人は税務署で確定申告を

○営業、不動産の所得がある人

○土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人(損失の繰越の申告も含む)

注意 ①確定申告をした人は市・県民税の申告は不要

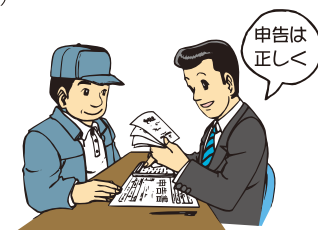
②確定申告書の控えに受付印は押印されません

③3月7日以降の所得税の申告は久留米税務署で

④記入済みの確定申告書は久留米税務署へ郵送を

⑤申告内容により相談の順番が前後する場合あり

⑥収支内訳書等の添付書類は提出用、控えともに記入を



校区公民館での申告(市・県民税のみ)

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
2月3日(月)	御原校区公民館	古飯、宝城北、二タ	稲吉、下岩田、二森
2月4日(火)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀	力武、三沢、新島、西島
2月5日(水)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月6日(木)	くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎	花立、今隈、吹上、立石
2月7日(金)		井上、上岩田	干潟、下鶴
2月10日(月)	味坂校区公民館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
2月12日(水)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2

年金所得者に係る確定申告不要制度について

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要

※所得税の確定申告が不要な場合でも、以下に該当する人は市・県民税の申告が必要

①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合

②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控除など)以外の各種控除(扶養・障害等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

問合せと提出先

確定申告 久留米税務署
☎32-4461

市・県民税申告 市税務課市民税係
☎72-2111内線124、125

〒830-0037
久留米市諏訪野町2401-10
久留米税務署 行

〒838-0198
小郡市小郡255-1
小郡市役所税務課市民税係 行

軽自動車等の申告はお早めに！

軽自動車等の使用者（所有者）となった場合や廃車・譲渡した場合、下記の手続き先で手続きする必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も手続きが必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更等がある場合は早めに手続きしてください。

下表の手続きに必要なものは標準的なものですので、詳しくは手続き先におたずねください。

車 種	手続・問合せ先	手 続 き に 必 要 な も の		
		廃 車	名 義 変 更	住 所 変 更
125cc以下のバイク、ミニカー、テラー、コンバイン、トラクター等	税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125	・ナンバープレート ・印鑑	・ナンバープレート ・印鑑 ・譲渡（販売）証明	・ナンバープレート ・印鑑
軽 自 動 車	軽自動車検査協会 久留米支所（久留米市上津町2199-45） ☎21-5680	・ナンバープレート2枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・解体報告時の移動報告番号	・ナンバープレート2枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート2枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の（新住所が記載された）住民票
125ccを超え、250cc以下のバイク	全国軽自動車協会 連合会久留米分室（久留米市上津町2199-46） ☎21-8893	・ナンバープレート1枚 ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証（管轄外の地区等で手続きをする場合は、住民票・印鑑も必要）	・ナンバープレート1枚※ ・新・旧使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート1枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・使用者の（新住所が記載された）住民票または印鑑証明書
二輪の小型自動車（250ccを超えるバイク）	九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所（久留米市上津町2203-290） ☎050-5540-2081	・ナンバープレート1枚 ・所有者の印鑑 ・車検証	・ナンバープレート1枚※ ・新使用者の印鑑 ・新・旧所有者の印鑑 ・車検証 ・新使用者の住民票または印鑑証明書	・ナンバープレート1枚※ ・使用者の印鑑 ・所有者の印鑑 ・車検証 ・使用者の（新住所が記載された）住民票

1 ※印のついているナンバープレートは、他の地域のナンバーの場合に必要

2 手続きに必要な住民票は、3か月以内に交付されたもの

新築・増築・解体した場合は 届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋などを所有している人に課税されています。

平成25年1月2日～平成26年1月1日の間に新築・増築・解体をした場合は、平成26年度固定資産税にかかる調査が必要になります。次に該当する人は、早めの届出が必要です。

新築・増築した場合

固定資産税の税額の基となる評価額を算出するため、職員が家屋調査を行います。増築の場合は、増築した部分のみ調査を行います。日程調整後、調査を行いますので、ご連絡ください。

全部または一部を解体した場合

解体された家屋は、来年度の固定資産税が課税されません。課税から削除するため、届出をお願いします。

なお、登記済みの家屋を解体し、平成25年中に法務局で滅失登記を行った場合は、届出は必要ありません。

●届出・問合せ先

税務課資産税係
☎72・2111 内線123

